

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島根県

○ 知事部局等

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員 (A)	88.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員 (B)	98.9 %
全職員 (C)	77.1 %

2. 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 任期の定めのない常勤職員の給料については、県の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長級・本庁次長級	104.0 %
本庁課長級	96.1 %
本庁課長補佐級	100.1 %
本庁困難係長級・本庁係長級	96.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.8 %
31～35年	96.6 %
26～30年	96.4 %
21～25年	91.6 %
16～20年	91.9 %
11～15年	87.4 %
6～10年	91.8 %
1～5年	92.7 %

【説明欄】

■職員数の換算について

育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員については、勤務時間に応じて職員数を換算している。

■任期の定めのない常勤職員 (A)

男性で給与水準の高い課長補佐級以上の割合が高いこと、扶養手当及び単身赴任手当の受給者が多いことなどから、男性が女性の給与を上回っている。

■全職員 (C)

全職員(C)における男女の給与の差異(77.1%)が、任期の定めのない常勤職員(A)における差異(88.1%)よりも低くなっている理由は以下のとおりである。

- ・平均年間給与を比較すると、男性、女性ともに、Aの方が、任期の定めのない常勤職員以外の職員(B)よりも高くなっている。
- ・職員割合をみると、男性においては、Aが約75%、Bが約25%と、Aの割合が高くなっており、女性においては、Aは約52%、Bは約48%と同程度となっている。
- ・よって、全職員(C)で比較すると、男女の給与の差がより広がっている。